



JASDAQ

平成 28 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ジオネクスト
代表者名 代表取締役社長 山田 哲嗣
(コード：3777、JASDAQ)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長 池田 晃司
(TEL. 03-6804-2831)

和解による第三者異議訴訟の解決に関するお知らせ

平成 27 年 7 月 15 日付「当社が取引先から引渡しを受ける予定のバイナリー発電機に対する強制執行について」及び平成 27 年 7 月 17 日付「当社が引渡しを受ける予定のバイナリー発電機に対する強制執行の停止について」にて開示のとおり、当社は、平成 27 年 7 月 15 日に福岡地方裁判所に対し、株式会社一や（以下「一や社」といいます。）を相手方として、第三者異議の訴えを提起するとともに、同社による強制執行（以下「本件強制執行」といいます。）の停止を申し立てておりましたが、平成 28 年 9 月 9 日付で和解が成立し解決に至りましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 事実の概要及び経緯

当社が株式会社ジオサーマル・パワー（以下「ジオサーマル社」といいます。）より地熱発電事業のため購入したバイナリー発電機 2 台（以下「本件発電機」といいます。）につきましては、当社は、ジオサーマル社がこれを発注した東京産業株式会社（以下「東京産業社」といいます。）を通じて納品を受ける予定になっておりましたが、本件発電機が当社に納品される前に、ジオサーマル社の債権者である一や社がジオサーマル社の東京産業社に対する本件発電機引渡請求権を差し押えたため、当社は、平成 27 年 7 月 15 日、福岡地方裁判所に対し、一や社を相手に、本件発電機は当社の所有物であるとして第三者異議の訴えを提起するとともに、本件強制執行の停止を申し立て、平成 27 年 7 月 17 日に本件強制執行の停止が決定し、第三者異議訴訟が係属中でありました。また、本件訴訟には、東京産業社が補助参加人として参加していました。

当社は、本件発電機の所有権が当社にあり、これを差押債権者である一や社に対抗することができることを主張・立証してまいりましたが、裁判所から和解による解決の勧告があり、本件訴訟の長期化による訴訟関連費用の負担と和解により供託金の返還についての経済合理性等を総合的に勘案した結果、この和解勧告に応じることが合理的であると判断し、平成 28 年 9 月 9 日付で一や社及び東京産業社との間で和解を成立させました。

2. 和解の概要

当社、一や社及び東京産業社の間で、本件発電機の所有権が当社にあることを確認した上で、一や社がジオサーマル社の東京産業社に対する本件発電機引渡請求権の差押えを取り下げる代わりに、当社が本件紛争の解決のため本件発電機のうち 1 台を一や社に対して無償で譲渡する内容になっております。

その結果、当社は本件発電機のうち 1 台の権利を確保しております。

3. 今後の見通し

本件発電機1台分につきましては既に「平成28年1月20日付「特別損失の計上に関するお知らせ」にて開示のとおり、バイナリー発電機2台に対して帳簿価額の50%を訴訟損失引当金として計上しており、上記和解に伴う本件発電機1台の無償譲渡により結果的に訴訟損失引当金と同額であったため平成28年12月期連結業績への影響はありません。なお、本件により、当社には本件発電機1台分の売買代金返還に関する求償権はありと考へており、今後、株主利益のためにも法的措置を前向きに検討していく予定です。

本発電機は当初2台を購入する予定でしたが、上記和解により1台譲渡することとなったため、残る1台にて地熱発電所の開設を進めていき、事業の進捗に応じて追加取得を検討致します。

以 上